

諮問庁：独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

諮問日：令和4年3月14日（令和4年（独個）諮問第5005号）

答申日：令和4年11月10日（令和4年度（独個）答申第5021号）

事件名：本人が特定時期に預けた定額郵便貯金の預入時の申込書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年12月17日付け機構第1258号により独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消す、との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求人は、特定年月日A、機構に対して保有個人情報の開示請求をしたが、申請をしたが、これに対し、機構から令和3年12月17日付けの1258に関する処分 保有個人情報の開示請求に関する全部非開示処分（機構第1258号）を受けた。

イ 機構は、その理由を、保有していないためとした。

ウ しかしながら、本件処分は、保有している、あるのにないとされているのはおかしいであるから、第59号法18条の規定に違反しており、違法である。特定地域Aの局員と特定監察室の監察員とのデンワのテープは捜査の為に出示すると言っていた。それでも今は、テープはないと言っている。ために、不当である。特定監察室は特定個人Aさんです。

エ 原処分により、審査請求人は、権利を回復しなさい。侵害のさし止

めをしてもらいなさい。国民の当然の権利として情報の開示をしてもらいなさい。と言われていました。

人権を侵害されています。

テープある，行政文書非開示→書類あるのにない。不当である。

私文書偽造，特定地域BのATMで出している。警察に言って下さい。

郵便局が特定個人Bさんのことを隠すから，警察の協力者や探偵や警備会社，などは私が犯人と思って動いている。

特定地域C自治会も，老人会も婦人会も近所でも，誰が言ったのか？皆間違った情報を言ってる。どうしてくれるのですか？「このお母さんあかんわ！！」「そらあかんでおばさん，あかんで！！」言われた。

誰がお金を盗ったのかはっきりして下さい。

スポーツクラブでも特定地域Dの〇〇財団，料理，コーラス，卓球，でも犯罪者扱いされている。

見たことは事実ですが，人はなんとでも言う。間違った情報流れている。日本全国に流れた。謝罪して欲しい。返して欲しい。

偽計業務妨害罪。誹謗中傷。不法行為。使用者責任が問われる。

郵便局の中でも，人の口座から3200人ほどが預金を盗っている。

(2) 意見書

別紙2のとおり。なお，添付資料は省略する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

- (1) 令和3年10月25日付「保有個人情報開示請求書」（以下「開示請求書」という。）により，開示請求者から，機構に対し，法13条1項の規定に基づく開示請求があった。
- (2) 機構は，開示請求書に記載された内容では，開示を請求する機構保有個人情報が不明瞭であったことから，開示請求者に架電し，開示を請求する機構保有個人情報が，①特定年A頃に預けた定額郵便貯金の預入申込書及び払戻時の書類に記載された個人情報，②郵便局員が払出していることについて，調査が入り，監査室員と郵便局員との電話のやりとりを録音したテープ，の2点であることを開示請求者に確認した。
- (3) 機構は，請求対象となる機構保有個人情報の特定に時間を要することを理由に，機構第1143号（R3.11.22）「保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）」により開示請求者に開示決定期限の延長を通知した。
- (4) 機構は，機構第1258号（R3.12.17）「機構保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」により，機構保有個人情報

を保有していないため、開示をしない旨の決定（原処分）を開示請求者に通知した。

- (5) 機構において、審査請求人から、令和4年1月5日付「審査請求書」を同月7日受理したが、行政不服審査法により記載が必要な項目が漏れていたため、機構第1364号（R4. 1. 7）「機構保有個人情報保護請求の開示決定にかかる審査請求書の補正の依頼」により、審査請求人に補正を依頼した。
- (6) 機構において、審査請求人から、令和4年1月31日付「審査請求書（補正後）」を同年2月2日受理した。

2 審査請求の概要

審査請求書（補正後の審査請求書を含む）によれば、機構第1258号（R3. 12. 17）「機構保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」による原処分において、①特定年A頃に預けた定額郵便貯金の預入申込書及び払戻時の書類に記載された個人情報、②郵便局員が払出していることについて、調査が入り、監査室員と郵便局員との電話のやりとりを録音したテープがいずれも隠蔽され、不開示決定になっていると主張しているものと解される。

3 審査請求の検討

- (1) 審査請求人は、開示請求書により、①特定年A頃に預けた定額郵便貯金の預入申込書及び払戻時の書類に記載された個人情報、②郵便局員が払出していることについて、調査が入り、監査室員と郵便局員との電話のやりとりを録音したテープの開示を請求した。機構は郵政民営化に伴い、日本郵政公社から承継した郵便貯金を管理し、これらに係る債務を確実に履行するために設立された独立行政法人であるが、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）との間に郵便貯金管理業務委託契約を締結し、個々の郵便貯金に係る具体的な取扱事務（郵便貯金管理業務）の大部分をゆうちょ銀行に委託して行っているところ、機構が管理する郵便貯金に係る個人情報（機構保有個人情報）は、ゆうちょ銀行が受託した郵便貯金管理業務を行うために必要不可欠なことから、ゆうちょ銀行において保管しているため、機構はゆうちょ銀行に対し、開示請求に該当する機構保有個人情報の提出を文書により依頼した。これを受け、ゆうちょ銀行で開示請求者の名義で特定年A頃に預けた定額郵便貯金の預入申込書及び払戻時の書類が存在するか探索したが、保存期間経過等により保有していないとの回答があった。また、郵便局員が払出していることについて、調査が入り、監査室員と郵便局員との電話のやりとりを録音したテープについては、監査室の業務上作成された情報に当たると解される（監査室は郵便局員に窃取等の容疑があると通報があった場合に、その事実確認等の調査を行う部署であった）ところ、

当時の監査室の業務は郵政民営化時に郵便局株式会社（現在の日本郵便株式会社）の地方監査室に承継されているため、機構保有個人情報には当たらないものである。

- (2) 原処分につき、審査請求人は令和4年1月5日付「審査請求書」及び令和4年1月31日付「審査請求書（補正後）」により、「①特定年A頃に預けた定額郵便貯金の預入申込書及び払戻時の書類に記載された個人情報、②郵便局員が払出していることについて、調査が入り、監査室員と郵便局員との電話のやりとりを録音したテープが隠蔽され、不開示決定になっている」旨を記載しているものと解されたため、当機構はゆうちょ銀行に対し、調査漏れや誤りがないか改めて調査を依頼したが、ゆうちょ銀行から調査漏れや誤りがないことを再度確認した旨の回答を得た。

なお、審査請求人は、特定年A頃に預けた定額郵便貯金について、特定年月日Bに預け替え（払戻しをして再度預け入れ）したと開示請求書に記載していたため、預入時及び払戻時に作成した書類の当時の保存期間を規定した内規を調査したが、現存しておらず、現在確認できる最古の内規（平成13年時点）では、保存期間を以下のとおり定めていた。この点、預入時及び払戻時に作成した書類の当時の保存期間も以下の保存期間と同程度であったと推認されるため、審査請求人が主張する定額郵便貯金の預入及び払戻しの事実があったとしても、当該機構保有個人情報は既に保存期間経過により廃棄済みという結論になる。

ア 定額郵便貯金預入申込書・・・保存期間1年

イ 払戻済み定額郵便貯金証書・・・保存期間5年

ウ 郵便貯金払戻金受領証・・・保存期間5年

また、監査室の業務の承継については、郵政民営化委員会のwebサイトに掲載されている第6回郵政民営化委員会の配布資料「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨子」（URL略）の22頁で、郵便局株式会社の組織として「郵便局に対する監査を実施するため、現在の公社の「監査室」（50箇所）を承継し、50箇所の地方監査室を設置する」と明記されており、機構が監査室の業務を承継しておらず、郵便局員が払出していることについて、調査が入り、監査室員と郵便局員との電話のやりとりを録音したテープが機構保有個人情報に当たらないことは明らかである。

- (3) 以上により、本件審査請求に係る原処分に誤りはないものである。

4 結論

以上のことから、原処分を維持することが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年3月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月14日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年10月7日 審議
- ⑤ 同年11月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁の説明

上記第3の3のとおり。

(2) 検討

ア 特定年A頃に預けた定額郵便貯金の預入申込書及び払出時書類に記録された保有個人情報について

当審査会において、諮問庁とゆうちょ銀行とが締結している郵便貯金管理業務委託契約に係る資料及び定額郵便貯金の預入時及び払戻時に作成した書類の保存期間を規定した内規として、諮問庁が現在確認できる最古のもの（平成13年時点）とする規程について、諮問庁から提示を受け確認したところ、その内容は上記第3の3の諮問庁の説明のとおりであると認められる。

そうすると、審査請求人が主張する定額郵便貯金の預入及び払戻しの事実があったとしても、標記の保有個人情報は保存期間の経過により既に廃棄されていると考えられる旨の上記第3の3（2）の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記第3の3（1）の当該保有個人情報の探索や特定の方法について、特段の問題があるものとは認められない。

したがって、機構において、当該保有個人情報を保有しているとは認められない。

イ 郵便局員が払出していることについて、調査が入り、監査室員と郵便局員との電話のやり取りのテープに記録された保有個人情報について

当審査会事務局職員をして上記第3の3（2）掲記のウェブサイトを確認させたところ、その内容は諮問庁の説明のとおりであり、標記

の保有個人情報について、これを保有していない旨の上記第3の3の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、機構において、当該保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙 1（本件文書）

- 1 特定年A頃に預けた定額郵便貯金の預入申込書及び払出時書類
- 2 郵便局員が払出していることについて，調査が入り，監査室員と郵便局員との電話のやりとりのテープ

別紙2（意見書）

公正、健全な社会と安全・安心な消費生活の実現消費者被害救済・防止のために。権利を回復しなさい。侵害のさし止めをしてもらいなさいと言われていません。

国民の当然の権利として情報の開示をしてもらいなさいと言われていています。以前から言われています。

特定年A頃の定額貯金は、特定地域E姉の特定個人Cが私の名前で預けていたものです。姉は、私の次女特定個人Dの名前でも何通もしていました。その事をまったく知りませんでした。特定年月日Bに満期のハガキが来ました。さがしても無かったので、通帳があるはずがない。姉が預けていた。ゆう便局の言う通り、再発行して預け替えしました。

そしたら、姉が「〇〇（審査請求人）お金盗ったやろ！！」「何言ってるのよ！！」と大ゲンカに電話でなりました。保険も無面接で私の名前で入られていた。

姉が預けた特定地域A郵便局は、「その定額預金はもう降ろしている」「解約している」と言った。その預金は、特定地番ゆう便局員 特定個人Bが盗っていた。

郵便局に内部調査が入り判明しました。

定額預金を普通預金にして、特定地域BのATMで降ろしていた。

ゆう便局は、ゆう便局員が盗ったと言われないので、私が盗ったと調査会社に言った。特定年B頃から尾行やイヤガラセが始まった。

子供達も孫達も犠牲者です。「尾行やイヤガラセをただでする人はいません。お金をもらってしている。」「そうやお金をもらった者がしている」と聞いた。ゆうびん局の調査会社は、下請けや孫請けはなかったですか？

「無実の者 かわいそうな事をした。警察は逮捕してないやろ」と言われた。警察に言われた。

私のカルテにギギがあるとされています。病院も間違えている。

特定弁護士会は3回も、弁護士を紹介しないと回答して来ました。

犯罪が無いのに、全国に犯罪者のように流れた。「おまえのおかんはお金を盗った おまえのおかんはあやまらない」と娘に言った人がいる。私はお金を盗ってない。人を評価する事は難しいことです。よく確かめもせず言葉に出す。人はなんとでも言う。特定地域C自治会、老人会〇〇〇会、婦人会、近所に犯罪者扱いされている。

ゆうびん局はどんな調査会社に言ったのか？これからどうされるのか？

間違った情報は全国に流れました。インターネットでも流れます。

調査会社は下請けや孫請けに、探偵や警備会社や管理会社等は無かったですか？お金をもらって犯人を探す。

お金を盗ってないのに、「お前のおかんはお金を盗った」と言われた、パソコンもメガネもこわれました。

特定河川ベリを散歩している時、見知らぬおばさんに「このお母さんあかんわ！！」とさげばれた。「そらあかんでおばさん！！そらあかんでおばさん！！」と特定駅から帰る時、知らないおじさんに叫ばれた。

特定地域Fの特定歯科医Aに、上の奥歯を「ガンガン」と強打され奥歯は割れた。特定医師Aは「一円の徳にもならないのに、なぜしたのか自分でも分からない」と言った。

その後に言った特定地域Gの特定歯科医Bは、私と話をする時、自分の身体の後になにかを隠していた。特定地域Hの特定歯科医Cの妻に「そらあかんわ！！もう来ないで！！」とデンワで言って来られた。あまりにキツクてさすがに落込みました。何なの、いったい。特定地域Iの特定個人Eに「お金はどこに置いてあるのよ！！」とデンワで言って来られた。

特定地域Jでも尾行されていた。

正義なき力は暴力なり。力なき正義は無力なり。

文句があるのなら理由を言いなさい。と思った。

特定郵便局Aの女性に「お金も持ってないくせにと言われた。」

特定郵便局Bで年配の女性局員に「あなたの事はよく知っている！！」と大声だされた。たくさん客がいた。他の局でも言われた。

特定郵便局Cに特定年B頃 特定監察室の特定個人Aさんが毎月来ていた。局長は特定局長でした。特定局長は私に特定監察室に行くように言った。そこに特定個人Aさんがいました。

「私がここに来た事を証明してください」と言いましたが特定個人Aさんは何も文章にしなかった。「僕は何も知らない、僕は何も知らない。」とすごくあわてていた。特定郵便局Dの前局長は〇〇氏は我家を訪ねてきた。特定個人Bさんとは研修が一緒でしたと言った。その時はよくわからなかった。

自治会や老人会や婦人会でも近所でも犯罪者扱いされている。どうするのですか？

犯罪は無いのにインターネットで全国に流れた。以前特定局長と特定交番と一緒に行了きました。特定郵便局E窓口サービス部担当課長Aさんは絶対あやまりの手紙を書かなかった。平成3年9月4日の満期のハガキが来た。特定郵便局Cはすぐに再発行するように進めた。ゆうびん局はその通帳が無いことを知っていた。その通帳は姉が持っていた。

お金はゆうびん局員の特定個人Bさんが持っていた。平成3年3月頃探偵業法が出来た。ゆうびん局の口座から引き落としにしているものを特定地域Kの特定個人Fさんの奥さんが集金に来るようになった。息子はゆうびん局に勤務している。私が頼んでないのに勝手に集金に来るのか？引き落としがいいのに。誰が計画したのですか？はっきりして欲しい。落とし入れる為に計画した。そんな組

織ですか？

口座引落としにしているのに、なぜ勝手に集金に来るようになったのか？

ゆう便局の思惑があるからですか？はっきりして下さい。

特定地域Kの特定個人Fさんの息子は郵便局員です。

老人会〇〇〇会の会長Aさんは我家に空巣が入ったことをよく知っている。何も言っていないのに。知っている。

私はお金を盗ってないのに、近所でも犯罪者扱いされている。

老人会，自治会，婦人会，自治会の住民に間違った情報が流れていると言って下さい。

これからどのようにされますか？おききしたい。

慰謝料と損害賠償支払って下さい。

特定社会保険事務所の特定個人Gさんが傷害年金を受けろ，受けろと手続をした。体調も悪くなり，生涯病気は治らない。

「大きな事をするんやから」と言った人もいます。よくわからない。

タンテイの所へ行きなさいとも言われました。

子供達や孫達の生涯の事考えると心配です。

私も毎日不安な毎日です。

どうしてこのようなことになったのか？